

特別養護老人ホーム おでんせ本宮

令和8年8月1日現在

1. 入居対象者

介護保険法に定める要介護区分の要介護3から要介護5と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方などです。

2. 入所の決定

必要な書類を添え、申し込みをしていただいた後、入所検討委員会でご本人の身体状況、おかれている生活状況などを総合的に判断して決定いたします。

3. 入所にかかわる費用等（1日あたり）

	基本料金	個別機能 訓練加算	日常生活継 続支援加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜間職員 加算	合 計
要介護3	815円	12円	46円	4円	8円	21円	906円
要介護4	886円	12円	46円	4円	8円	21円	977円
要介護5	955円	12円	46円	4円	8円	21円	1,046円

<その他加算について（該当者のみの加算）>

- * 初期加算・・・30円（入所後30日間加算されます）
- * 安全対策体制加算・・・20円（新規入所時）
- * 入院・外泊時加算・・・246円（6日間まで基本料金に代わり 1日246円）
- * 高齢者施設等感染対策向上加算・・・5円/月
- * 生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・10円/月
- * 療養食加算・・・6円×1食（医師の食事箋に基づいて療養食を提供します）
- * 科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・50円/月
- * 看取り介護加算・・・
72円（死亡日以前45日以上31日以下の場合）
144円（死亡日以前4日以上30日以下の場合）
680円（死亡日以前2日・3日の場合）
1,280円（死亡日の場合）

* 在宅復帰支援にかかる各種加算

<利用者全員の加算について>

- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記の要介護度別に算定した基本料金及び加算料金の合計（自己負担額）の1,000分の176に相当する額

<預かり金管理料>

1日あたり 100円

- * その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、入居者本人が負担することが適当と認められるものは実費負担となります。

<居住費（光熱費及び室料）及び食費（食材料費及び調理費）>

区分	食費	居住費
利用者負担第1段階	300円	880円
利用者負担第2段階	390円	880円
利用者負担第3段階①	680円	1,370円
利用者負担第3段階②	1,420円	1,470円
利用者普段第4段階	1,545円	2,540円

<所得に応じた利用料金の減額について>

利用負担段階	適用要件	食事負担	居住費
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	300円	880円
第2段階	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	390円	880円
第3段階①	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下	680円	1,370円
第3段階②	市町村民税世帯非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上	1,420円	1,470円
第4段階	上記以外の方	1,545円	2,540円

◎介護保険特定負担限度額認定証に基づき利用料金を減額いたします。

※外泊・入院期間は、7日目以降、全ての方に第4段階の居住費が発生します。